

# 佐世保市談合情報等対応マニュアル

(平成14年10月 1日制定)

(平成20年 7月 1日改定)

(平成31年 4月26日改定)

## 第1 一般原則

### 1 入札談合に関する情報

入札談合に関する情報とは、入札談合に関するすべての情報とする。

したがって、匿名で「〇〇工事の入札は談合が行われている。」程度の情報も含むものとする。

### 2 情報の確認、調書の作成

(1) 入札に付そうとする建設工事及び建設コンサルタント業務について入札談合に関する情報又は入札談合に関連する事実（以下「談合情報等」という。）を把握した場合には、当該情報等の提供者に対して次に掲げる事項を可能な限り確認の上、直ちに入札を執行する課（以下「入札執行課」という。）へ通報すること。

①情報提供者の氏名、所属及び連絡先

②対象工事名

③発注部署名

④落札予定者及び落札予定金額（率）

⑤発注者が公表していない情報（入札参加者名等）

⑥談合が行われた日時、場所及び方法

⑦談合に関与した具体的な業者又は人物名

⑧談合があったことを示す具体的な物証（メモ、録音又は録画テープ、ファックス送信表等）の有無

(2) 談合情報等の提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、入札執行課へ通報するものとする。

### 3 報告

2により通報を受けた入札執行課は、談合情報等の内容を報告書にまとめ、直ちに佐世保市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局へ、報告を行うこと。

事務局は、入札談合に関する情報に係る報告を受けた場合には、速やかに委員会を招集し、報告を行うこと。

なお、入札執行課において、入札事務の過程で自ら談合情報等を把握した場合も、当該談合情報等に基づき報告書をまとめ、事務局へ報告を行うこと。

### 4 委員会の招集及び審議

委員会は、3により事務局からの報告を受けた場合は、当該情報の信憑性及び事情聴取の必要性について、また事情聴取を行った場合は、談合の事実の有無について審議するものとする。

なお、当該情報の信憑性の判断については、次に掲げるものにより行う。

- (1) 情報提供者が身元・氏名を明らかにしている場合
- (2) 落札業者及び落札金額が明らかな場合
- (3) 談合の状況（日時、場所、内容）が明らかな場合
- (4) 当該事案について、新聞社等のマスコミからの問い合わせを含め、相当数の情報が寄せられている場合
- (5) その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報がある場合

## 5 公正取引委員会への通知及び警察への通報

委員会の審議を踏まえて、事情聴取を行うこととした談合情報等については、手続きの各段階において逐次公正取引委員会へ通知するとともに、警察へ通報すること。このうち、公正取引委員会への通知は、工事に関する入札で談合の事実があったと認められる証拠を得たもの及び談合の疑いが大きいと判断されるものについては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第10条に基づく通知を行うものとし、その他のものについては一般的な談合情報等として通知を行うものとする。

## 6 報道機関との対応

談合情報等を事務局が把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、その入札の入札執行課長が対応すること。

## 第2 具体的な対応

談合情報等があった場合には、原則として、次に従い対応すること。

なお、詳細な手順等は、第3に従い行うこと。

### 1 入札執行前に談合情報を把握した場合

- (1) 委員会の審議結果等により、談合情報等の信憑性について、情報が不明確であり事情聴取の必要性がないものと判断される場合は、特別な対応は行わない。

ただし、入札の結果が、当該談合情報の内容に一定の信憑性があると判断されるものとなった場合は、落札者の決定を保留し、第2の1の(2)の②により事情聴取を行うものとする。

- (2) 委員会の審議結果等により、談合情報等の信憑性について、情報が不明確とはいえ事情聴取の必要性があるとした場合は、以下の手続きによること。

#### ① 公正取引委員会への通知及び警察への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ通知するとともに、警察へ通報すること。

#### ② 事情聴取

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこと。

事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うこと。

聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

③ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札執行を延期し、又は取り止めるものとする。また、その旨を公正取引委員会及び警察に通報すること。

④ 談合の事実があったと認められない場合の対応

ア 事情聴取の結果に基づく委員会の審議結果等により、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合及び談合の事実があったとは認められないが極めて疑わしい場合には、入札を無効とする旨」の注意を促した後に入札を行うこと。また、誓約書の写しを公正取引委員会へ送付し、その旨を警察へ通報すること。

イ 入札終了後に、入札執行調書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

⑤ 談合の事実があったとは認められないが、極めて疑わしい場合の対応

談合情報等での落札予定者と入札結果による落札候補者が一致している場合で、次のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とし、再度入札を行う。

ア 談合情報等での落札予定金額と落札候補者の入札金額が一致又はその金額の差が、予定価格の±0.5%以内である場合

イ すべての入札参加者（共同企業体にあつてはその組み合わせ）が入札結果と一致している場合（ただし、工種・工法・実績等によりすべての入札参加者が類推できる場合を除く）

（注）上記ア又はイに該当し、極めて疑わしい場合においても、事情聴取を行い、談合の事実があったと認められる証拠が得られるように努めること。

⑥ 談合の事実があるとは認められないが、陳述の内容に疑義があると認められる場合の対応

事情聴取の結果、陳述の内容に疑義があると判断した場合には、委員会の審議により、入札を無効とすることができるものとする。

2 入札執行後に談合情報等を把握した場合

入札執行後に談合情報等を把握した場合は、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続きによることが適切か否かを委員会で判断すること。

(1) 契約（仮契約を含む。）締結以前の場合

① 委員会の審議結果等により、談合情報等の信憑性について、情報が不明確であり事情聴取の必要性がないものと判断される場合は、特別な対応は行わない。

② 委員会の審議結果等により、談合情報等の信憑性について、情報が不明確とはいえ事情聴取の必要性があるとした場合は、以下の手続きによること。

ア 公正取引委員会及び警察への通報

談合情報等があった旨を直ちに公正取引委員会へ通報し、併せて入札執行調書の写しを送付すること。また、その旨を警察へ通報すること。

イ 事情聴取

契約締結前に、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

ウ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果に基づく委員会の審議結果等により、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、佐世保市財務規則（昭和44年4月1日規則第9号）第170条第6号を適用し、入札を無効とすること。

また、その旨を公正取引委員会へ通知するとともに、警察へ通報すること。

エ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取の結果に基づく委員会の審議結果等により、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結すること。また、誓約書の写し及び入札執行調書の写しを公正取引委員会へ送付し、その旨を警察へ通報すること。

オ 談合の事実があるとは認められないが、陳述の内容に疑義があると認められる場合の対応

事情聴取の結果、陳述の内容に疑義があると判断した場合には、委員会の審議により、入札を無効とすることができるものとする。

(2) 契約（仮契約を含む。）締結後の場合

① 委員会の審議結果等により、談合情報等の信憑性について、情報が不明確であり事情聴取の必要性がないものと判断される場合は、特別な対応は行わない。

② 委員会の審議結果等により、談合情報等の信憑性について、情報が不明確とはいえず事情聴取の必要性があったとした場合は、以下の手続きによること。

ア 公正取引委員会及び警察への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ通報し、併せて入札執行調書の写しを送付すること。また、その旨を警察へ通報すること。

イ 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

ウ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。また、契約を解除した場合は、その旨を公正取引委員会及び警察へ通報すること。

エ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取の結果に基づく委員会の審議結果等により、談合の事実があったと認められない場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させること。また、誓約書の写しを公正取引委員会へ送付し、その旨を警察へ通報すること。

第2に定める事情聴取等の手続きにおいては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

#### 1 報告書

入札執行課は、談合情報等を把握した場合には、情報の内容を別記様式第1の報告書にまとめ、事務局へ提出すること。

#### 2 公正取引委員会への通報等

- (1) 公正取引委員会及び警察への通報等は、委員会委員長名において行うこと。
- (2) 公正取引委員会及び警察への通報等は、別記様式2を使用すること。
- (3) 公正取引委員会及び警察へは、手続きの各段階で事情聴取書、誓約書、入札執行調書の写し等を送付するものであるが、事情聴取から入札までの手続き等を引き続いて行う場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することができることとする。

#### 3 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、委員長が指名する入札執行課の複数の職員により行うこと。
- (2) 事情聴取は、あらかじめ別紙1を基本とした項目と当該談合情報により寄せられた独自の内容からなる項目を事情聴取項目とし、事情聴取項目及び聴取結果を公正取引委員会へ通知する旨を通知した上、1社ずつ別室等に呼び出し、談合情報等の内容に沿って具体的に聞き取りを行うこと。
- (3) 事情聴取は、原則として代表者又は代表者に準ずる地位にあるものを対象に行うこと。また、JVの場合は代表構成員を対象とすること。
- (4) 聴取結果については、別記様式3により事情聴取書を作成すること。

#### 4 誓約書の提出等

- (1) 誓約書については、誓約書を公正取引委員会へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上、別紙2を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させること。また、JVの場合は代表構成員から提出させること。
- (2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合及び談合の事実があったとは認められないが極めて疑わしい場合には、入札を無効とする旨」を周知するため、別紙3「入札執行に係る注意事項」を読み上げること。